宮城県
Miyagi Prefectural Government

令和８年度　県有財産貸付第１回一般競争入札

県有地貸付(一般競争入札)案内書

- 宮城県では、次の県有財産を一般競争入札により貸付けいたします。
- 申込みをされる方は、この「案内書」をよくお読みになった上でお申し込みください。
- 今回の一般競争入札による県有財産の貸付けは、申込期間内に申込された方に、入札日に入札をしていただき、県があらかじめ決定している予定価格（下記物件一覧表参照）以上で最も高い価格を付けた方に貸付けするものです。

【申込期間】　令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月４日（金）まで

【入札日】　令和９年１月１８日（月）

【貸付物件】

物件所在地（地番）	面積（実測）	登記地目	予定価格（最低貸付価格）	備　考
多賀城市大代五丁目３６番２及び３６番４	1,067.48 ㎡	宅地	年額 2,655,290円	市街化区域（第二種住居地域）(詳細はP25~P28)

【貸付期間】　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

宮城県総務部管財課財産利用推進班（宮城県行政庁舎２階）
TEL:022-211-2353　FAX:022-211-2298
https://www.pref.miyagi.jp/site/zairi/kashitsuke_nyusatsu.html
（電話受付時間　9:00～17：00（土日祝除））

県有財産貸付けの流れ

１　入札物件資料縦覧　令和８年１１月２日から令和８年１２月４日まで
（詳細は２ページ）

２　現　地　確　認　※　申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見（現地確認）をしてください。

３　申　　込　　み　令和８年１１月２日から令和８年１２月４日まで
（詳細は２～４ページ）

４　質　問　受　付　令和８年１１月２日から令和８年１２月１８日まで
（詳細は４ページ）

５　現　地　説　明　令和８年１２月１４日　（詳細は４～５ページ）

６　入　　札　令和９年１月１８日　（詳細は５～８ページ）

（１）入　札

（２）開　札

（３）落札決定

７　契　　約　（詳細は８ページ）

賃貸借契約の締結

※ 落札日の翌日から起算して 14 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に契約締結

８　貸付料の納付　（詳細は８ページ）

１　入札物件資料縦覧

入札物件の実測図、付近の状況などの資料を次のとおり準備しておりますので、御自由に御覧ください。（案内書に掲載したものの原本となります。）

１　日　　時　　令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月４日（金）までの
午前９時から午後５時まで
※　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

２　場　　所　　宮城県総務部管財課財産利用推進班（宮城県行政庁舎 2 階）
仙台市青葉区本町三丁目８－１　℡ 022-211-2353

２　現　地　確　認

入札の申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見（現地確認）をしてください。

３　申　　込　　み

入札に参加を希望する場合は、あらかじめ県への申込みが必要となります。
申込みの受付日時及び場所、申込みの方法等については、次のとおりです。

１　日　　時　　令和８年１１月２日(月)から令和８年１２月４日(金)までの
午前９時から午後５時まで
※　土曜日、日曜日及び休日を除く。

２　場　　所　　宮城県総務部管財課財産利用推進班（宮城県行政庁舎 2 階）
〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８－１　℡ 022-211-2353

３　申込方法

別添の「県有地の貸付けに係る一般競争入札申込書」及び「誓約書」に必要事項を漏れなく記入及び押印し、申込みに必要な書類を添付の上、申込期間内に宮城県総務部管財課財産利用推進班まで提出してください（郵送の場合は、簡易書留の利用をお勧めします。申込期間内消印有効です。）。

４　申込みに必要な書類

（１）県有地の貸付けに係る一般競争入札申込書
（２）誓約書（役員等名簿の添付が必要とされる法人の場合は、役員等名簿も添付）
（３）現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
（４）印鑑登録証明書
（５）定款又は寄附行為の写し
（６）事業計画書（関係図面その他の書類を含む）
（７）宮城県（県税）の納税証明書（未納がないことを証明したもの）
（８）消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証明したもの）

５　申込資格

入札の申込資格は、法人であり、次に掲げる事項に該当しない者とします。
申込資格の有無を確認し、申込み受付終了後、その結果を文書で通知します。

【入札に参加申込みできない法人】

（１）　契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
（２）　県との契約において、次のいずれかに該当する事実があった後、３年を経過しない者
ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
キ　アからカまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
（３）　次のいずれかに該当する者
ア　暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
イ　自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者
（４）　宮城県から競争入札参加資格を停止されている者
（５）　宮城県の県税に未納がない者
（６）　消費税及び地方消費税を完納していない者

6　貸付物件の用途制限

物件の使用目的が下記の用途に該当する場合は貸付を行うことができません。

（１）　建物の設置を伴う用途
（２）　深い基礎を要するもの等容易に原状復旧できない工作物の設置を伴う用途
（３）　廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途
（４）　土壌汚染対策法第２条に規定する特定有害物質の製造、使用、処理又は貯蔵の事業の用途
（５）　振動、騒音及び悪臭が著しく生じるもの等、環境保全上不適切と認める用途
（６）　風俗営業その他これに類する用途
（７）　政治活動又は宗教活動の用途
（８）　暴力団の事務所その他これに類する用途
（９）　法令等の規制に違反する事業等の用途

４　質　問　受　付

入札又は入札物件について質問がある場合は、下記により提出してください。

【受付期間】　令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月４日（金）まで
ただし、最終日は午後５時までの受付とします。

【提出方法】　様式（１４ページ）に質問を簡潔に記載の上、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

【提 出 先】　宮城県総務部管財課財産利用推進班
ＦＡＸ　022-211-2298
電子メール　zaisan@pref.miyagi.lg.jp

【回答掲載】　宮城県管財課ホームページの「一般競争入札による県有地の貸付けについて」に、質問者名を伏せた形で質問及び回答を順次掲載します。
https://www.pref.miyagi.jp/site/zairi/kashitsuke_nyusatsu.html
（注意）応募状況に関するお問合せには一切応じられません。

５　現　地　説　明

入札物件の現地（所在地）において、入札物件の概要を説明いたしますので、入札申込者は必ず参加してください。**申込者を対象に**入札物件の現地説明を行います。説明事項等に対する承諾書を入札受付時に提出していただきます。

※　現地説明当日は、この案内書をお持ちください。
※　入札申込者の御都合が悪い場合は、代理人が参加してください。
※　現地周辺に駐車することで交通の妨げとなるおそれがあります。お越しの際には、できる限り、公共交通機関等を御利用ください。

現地説明場所（物件所在地）	現 地 説 明 日 時
多賀城市大代五丁目 ３６番２、３６番４	令和８年１２月１４日（月） 午前１０時

※　現地説明について、天候上の理由等で上記日程での開催ができない場合は、別途調整して実施いたします。

６　入　　札

入札に参加をされる方は、入札保証金受付時間内に入札保証金の納付手続きを済ませてください。

入札保証金受付時間または入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できません。受付処理所要時間（５分～１０分程度）も見越した上で、余裕を持ってお越しください。

１　日時及び会場

【入札保証金受付時間】

日時：令和９年１月１８日（月）午前９時４５分から午前１０時１５分まで

会場：宮城県行政庁舎（仙台市青葉区本町３－８－１）２階総務部管財課

【入札開始時刻】

日時：令和９年１月１８日（月）午前１０時３０分

会場：宮城県行政庁舎（仙台市青葉区本町３－８－１）５階総務部会議室

２　入札の際に持参していただく書類等

（１）**入　札　書**

管財課ホームページ、または管財課財産利用推進班（宮城県行政庁舎２階）で予め配布しますので、記名・押印の上で持参してください。

（２）**承　諾　書**

現地説明時に配布しますので、記名・押印の上で持参してください。

（３）**入札保証金**

詳細は、6ページの「入札保証金と契約保証金について」をご参照願います。

（４）**委　任　状**

入札申込者の代理人が入札に出席される場合は、委任状の提出が必要です。

（５）**印　　鑑**

入札時に入札書に押印いただくために必要となりますので、入札申込書に押印いただいたものと同じ、入札申込者の印鑑を持参してください。

※代理人が出席される場合は、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。

（６）**入札案内書**　（この冊子です。）

（７）**筆 記 用 具**

万年筆又はボールペンを持参してください。（いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）

入札保証金と契約保証金について

1　入札保証金について

（1）　入札参加者には、前のページに記載してある入札当日の入札保証金受付時間内に、入札保証金を納付していただきます。

（2）　**入札保証金は、各自が見積もる入札金額（年額）の１００分の５以上（円未満切り上げ）の額となります。**

（3）　入札保証金は、現金にて納付してください。

（4）落札者の入札保証金は、契約締結時の契約保証金の一部に充当することができます。入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までに対する利息の請求をすることはできません。

落札者以外の入札保証金は、入札終了後、納付場所で返却いたします。

2　契約保証金について

落札された方には、落札決定の日の翌日から起算して１４日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に貸付料年額の『**１００分の１０以上**』の金額を県が発行する「契約保証金の納入通知書」により納付していただきます。（「契約保証金の納入通知書」は、落札後に「契約保証金納付書」と「入札保証金の契約保証金充当申出書」（※入札保証金を契約保証金に充当する場合）を提出していただいた後に発行します。）

なお、落札者の都合により契約解除になった場合は、契約保証金は返却いたしません

入 札 者 の 注 意 事 項

1　入札は、現地並びにこの案内書及び各注意事項をよく御覧になってから行ってください。

2　代理人により入札するときは、入札前に必ず『委任状』を提出してください。
（法人代表者以外の方が入札する場合は委任状が必要になります。また、代理人により入札するときは、**代理人が入札者になります**ので、入札書記入の際は御注意ください。）

3　見積もった入札金額（年額）の１００分の５以上の入札保証金を納付してください。

4　落札者が落札決定の日の翌日から起算して１４日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に賃貸借契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金はお返しできませんので御注意願います。

5　入札書は、万年筆又はボールペンで住所、法人の名称及び代表者名等を記入の上押印し、金額は、**アラビア数字『０、１、２、３･･･』**を用い、数字の先頭に**『￥』**を記入してください。記入の際は、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。

6　入札額は、１年当たりの貸付料（年額）を記入してください。

7　提出された入札書は、どのような理由があっても書き替え、又は撤回することはできません。

8　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。
（１）入札の参加資格を有しない者が行った入札
（２）公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
（３）同一物件の各入札について、二以上の意思表示をした入札
（４）入札書の入札金額及び法人の名称及び代表者名を確認しにくいもの、押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が確認できない入札
（５）入札書の金額の表示を訂正した入札
（６）担当職員の指示に従わなかった者が行った入札

9　開札は、入札書の提出後入札場所において入札者立会いの上、直ちに行います。

10　落札者は、県の設定した予定価格以上の価格をもって決定します。ただし、同価格の入札により、落札が２人以上となった場合は、直ちに『くじ』によって落札者を決定します。

11　落札者が決定した場合は、落札者及び落札金額を入札者全員にお知らせします。

12　入札者は、入札後、現地、この案内書、この注意事項等の不明等を理由に宮城県に異議を申し立てることはできません。

13　入札に参加した場合、入札申込者名及び入札金額は情報公開の対象となりますので、入札参加者の意思に関わりなく後日公表される場合があります。

14　この注意事項に定めのない事項は、全て地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び財務規則 （昭和 39 年宮城県規則第７号）の規定に基づき処理されます。

７　契　　約

落札者には、宮城県と「賃貸借契約書」により、県有地の賃貸借契約を締結していただきますが、主な契約の条件及び注意事項等は、次のとおりです。

１　賃貸借契約は、落札した日の翌日から起算して１４日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に締結していただきます。
２　契約締結時に契約金額（年額）の１００分の１０以上の契約保証金を納めていただきます。ただし、過去２年間に国（公社、公団含む）又は他の地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上わたって誠実に締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、又は、このほかに確実に契約が履行されるもので契約執行者が適当と認めるときは、免除とします。
３　使用目的は４ページの「貸付物件の用途制限」に該当しない用途利用を目的とするものに限定します。
４　貸付け期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までとします。
５　貸付け期間終了時には貸付時の状況に原状回復して返還していただくことになりますが、その詳細については、宮城県と契約者が協議して決めるものとします。
６　有益費等の請求権については放棄していただきます。

８　貸 付 料 の 納 付

貸付料は、会計年度毎に県が発行する納入通知書により指定期日までに一括して納入していただきます。貸付料を指定期日までに支払わなかった場合は、遅延日数に応じて当該金額の年3.0%の割合で計算した違約金を支払っていただきます。

書式・記入例

《 記 入 例 》

県有地の貸付けに係る一般競争入札申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事　村 井 嘉 浩 殿

入札申込者住所	東 京　(都)・道・府・県　　市・郡　千代田　(区)・町・村 平河町二丁目６－３	
電　話　番　号	市外局番（　０３　）　５２１２　－　９０４５	
申　込　者 名称・代表者名	（フリガナ）　カブシキガイシャミヤギパーキング　ダイヒョウトリシマリヤク　ミヤギ　タロウ 株式会社みやぎパーキング 代表取締役　宮城　太郎　(代表取締役印) ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。	
担　当　者 （連絡先・郵送先）	部署名・担当者名	宮城支店　営業部　宮城　花子
	住　所	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目８－１
	電話番号	０２２－２１１－２３５３

令和９年１月１８日執行の下記の県有地の貸付けに係る一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

記

所　在　地	多賀城市大代五丁目３６番２及び３６番４

【 添 付 書 類 】

（１） 誓約書（役員等名簿の添付が必要とされる法人の場合は、役員等名簿も添付）
（２） 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
（３） 印鑑登録証明書
（４） 定款又は寄附行為の写し
（５） 事業計画書
（６） 宮城県の県税の納税証明書（未納がないことを証明したもの）
（７） 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証明したもの）

《　記 入 例　》

誓　約　書

私は、宮城県が実施する県有地の貸付けに係る一般競争入札の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

1　現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。

2　過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。

3　入札申込者の役員は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。
また、貴職において必要と判断した場合に、入札申込者の役員の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

(1)　暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。）又は暴力団員等（同条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
(2)　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
(3)　暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
(4)　暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引し、又は不当に利用するなどする者
(5)　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
(6)　次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
ア　暴力的な要求
イ　法的な責任を超えた不当な要求
ウ　契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
エ　偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
オ　アからエまでに掲げる行為に準ずる行為

4　宮城県から競争入札参加資格を停止されている者に該当しません。

5　入札に対し、入札物件、主な賃貸借契約条件、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について、宮城県に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

備考　この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事　村井 嘉浩　殿

申　込　者 名称・代表者名	株式会社みやぎパーキング 代表取締役　宮城　太郎 ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。

以下の入札申込者欄の該当する□に✓を付け、それぞれ必要書類を提出してください。

入札申込者	必要書類	
	誓約書	役員等名簿
□公益社団・財団法人又は主務官庁の認可により設立された法人 （学校法人、医療法人、社会福祉法人等） □上場企業 □県が株主である法人	○	
□上場企業の子会社※	○	○
□上記以外	○	○

※　入札申込者が親会社の有価証券報告書に記載のある子会社（関連会社は除く）である場合は、親会社の直近の有価証券報告書（入札申込者が明記されているもの）を提出することにより、役員等名簿の代わりとすることができます。

※　国、地方公共団体、公共団体((地方)独立行政法人、公共組合、公社、公団、公庫、特殊法人)、宮城県地方職員共済組合、宮城県警察職員共済組合及び宮城県職員組合については、当誓約書及び役員等名簿の提出は不要です。

別紙

役　員　等　名　簿

令和　　年　　月　　日

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役　職	ふりがな 氏　　名	性別	住　　所 ※役員等の実際の居住地を記入	生年月日 ※和暦で記入

（注１）氏名には、ふりがなを付けて下さい。
（注２）役員等の住所は、実際の居住地を記入してください。
（注３）生年月日は和暦で記入してください。

県有地貸付け一般競争入札に関する質問書

事業者名
担当部門　　担当者名
E-mail ｱﾄﾞﾚｽ
TEL　　FAX

No.	該当頁	項目	質問内容

※「該当頁」欄には、質問に該当する案内書のページを記載してください。

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載してください。

※行が足りない場合は、行を追加の上、使用してください。

提出先　宮城県総務部管財課財産利用推進班
E-mail　zaisan@pref.miyagi.lg.jp　又はFAX 022-211-2298
提出期限　令和８年１１月　２日（月）から
　　令和８年１２月１８日（金）午後５時まで

《　記 入 例　：　法人の代表者本人が入札する場合　》

入　　札　　書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事　村 井 嘉 浩 殿

入 札 者 住 所	宮 城　都・道・府・(県)　仙 台 (市)・郡　青 葉　(区)・町・村 本町三丁目８－１
入　札　者 名称・代表者名	株式会社みやぎパーキング 代表取締役　宮城　太郎　(代表取締役印) ※　申込書に押した印と同一の印を押印してください。

所　在　地	多賀城市大代五丁目３６番２及び３６番４

上記県有地の貸付けについて、下記の金額をもって入札します。

記

	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額		￥	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※　金額は１年当たりの金額（年額）を記載すること。
※　金額はアラビア数字（0、1、2、3･･･）とすること。
※　訂正はしないこと。
※　初めの数字の頭に￥を入れること。

《　記 入 例　：　代理人が入札する場合　》

入　　札　　書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事　村 井 嘉 浩 殿

入札者(代理人)住所	宮 城　都・道・府・(県)　仙 台 (市)・郡　青 葉　(区)・町・村 本町三丁目８－１
入札者(代理人)氏名 又は 名称・代表者名	宮　城　　花　子　　宮城 花子 ※　委任状に押した印と同一の印を押印してください。

入札申込者(委任者) 名 称 ・ 代 表 者 名	株式会社みやぎパーキング 代表取締役　宮城　太郎

※　代理人が入札する際には、必ず委任状に押印した印と同一の印を押印してください。
その場合、入札申込者（委任者）名称・代表者名の欄に、申込者本人の氏名等を記入してください（委任者の押印は不要です。）。

所　　在　　地	多賀城市大代五丁目３６番２及び３６番４

上記県有地の貸付けについて、下記の金額をもって入札します。

記

	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額		￥	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※　金額は１年当たりの金額（年額）を記載すること。
※　金額はアラビア数字（0、1、2、3･･･）とすること。
※　訂正はしないこと。
※　初めの数字の頭に￥を入れること。

《 記 入 例 》

委　　任　　状

代 理 人　住　所　　仙台市青葉区本町三丁目８－１　　※代理人が社員の場合は会社住所

氏　名　　宮　城　　花　子　　※代理人の印は認印で構いません。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の県有地の貸付けに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

所　　在　　地	多賀城市大代五丁目３６番２及び３６番４

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事　村 井 嘉 浩 殿

入札申込者住所	東 京　(都)・道・府・県　　市・郡　千代田　(区)・町・村 平河町二丁目６－３
入札申込者 名称・代表者名	株式会社みやぎパーキング 代表取締役　宮城　太郎 ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。

賃貸借契約書　様式

賃　貸　借　契　約　書

貸付人宮城県（以下「甲」という。）と借受人　　（以下「乙」という。）とは、土地の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　貸付物件は、次のとおりとする。

所　　在　　地	区　分	数　量（㎡）	摘　　要
多賀城市大代五丁目３６番２	土地	1057.85	
多賀城市大代五丁目３６番４	土地	9.63	
計		1,067.48	

（別添図面朱線内部分）

（使用目的）

第２条　乙は、貸付に係る一般競争入札申込書に添付した事業計画のとおりの用途に貸付物件を自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

（貸付物件の使用制限）

第３条　乙は、貸付物件を下記の用途に使用してはならない。

(1)建物の設置に伴う用途

(2)深い基礎を要するもの等容易に現状復旧できない工作物の設置を伴う用途

(3)廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途

(4)土壌汚染対策法第２条に規定する特定有害物質の製造、使用、処理又は貯蔵の事業の用途

(5)振動、騒音及び悪臭が著しく生じるもの等、環境保全上不適切と認める用途

(6)風俗営業その他これに類する用途

(7)政治活動又は宗教活動の用途

(8)暴力団の事務所その他これに類する用途

(9)法令等の規制に違反する事業等の用途

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

（貸付料）

第５条　貸付料は、年額金　　円とする。

（貸付料の支払）

第６条　乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により、別紙の指定期日までに甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第７条　乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金　　円を甲に納付しなければならない。

２　甲は、第9条の貸付料の改定により、契約保証金の額が不相当となったものと認めるときは、乙にその差額を納付させることができる。

３　第１項の契約保証金は、第18条に定める違約金の予定額の全部又はその一部と解釈しないものとする。

４　第１項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

５　甲は、乙に対し、貸付期間の満了、第19条の規定による本契約の解除又は第20条の規定による本契約の終了により乙が本件土地を明け渡し、甲がその明渡しを確認した後、速やかに契約保証金を還付する。ただし、甲は、乙が甲に対して本契約上の債務不履行による損害賠償債務を負っている場合は、契約保証金から当該債務額を差し引き、また、乙がその責めに帰する理由によって本契約を解除され、かつ、第8条又は第18条に定める違約金を支払わなければならない場合は、契約保証金を当該違約金の全部又は一部に充当することができるものとし、乙は、これに対して異議を申し立てることができない。

（注）契約保証金を免除する場合は次の条項とする。

第７条　契約保証金は、免除とする。
（履行遅滞に係る違約金）
第８条　甲は、乙が第6条に定める期日までに貸付料を支払わないときは、当該貸付料の年3.0％（財務規則第122条第１項に規定する率）に相当する違約金を徴収するものとする。ただし、当該金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。
（貸付料の改定）
第９条　甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったとき又はその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。
（管理・運営責任）
第10条　本契約締結後、貸付物件の明渡しまで、本件貸付物件の管理・運営に関する一切の責任は、乙が負うものとする。
２　甲は、本件対象地の管理・運営に関し近隣等から苦情があった場合は、乙に対して適切な処置を求めることができる。
３　乙は、甲から前項の処置を求められた場合は、迅速かつ誠実に対応する義務を負う。
（契約不適合責任）
第11条　この契約締結後において、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、乙は、甲に対し、貸付物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
２　乙は、貸付物件がその責めに帰することができない理由により滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損した部分につき甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。
（貸付物件の引渡し）
第12条　甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。
（権利譲渡等の禁止）
第13条　乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。
（使用上の制限）
第14条　乙は、貸付物件の区域を明確にするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
２　乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由及び具体的な計画を付した書面をもって甲の承認を受けなければならない。
（修繕義務等）
第15条　甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持保存その他の行為をするため支出する経費は、全て乙の負担とする。
２　乙は、設置した工作物を貸付け、使用及び収益を目的とする権利を設定し、譲渡し、又は抵当権及び質権を設定してはならない。
（滅失又は毀損等）
第16条　乙は、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。
２　乙は、前項の滅失又は毀損がその責めに帰する理由によるものであるときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。
（実地調査等）
第17条　甲は、貸付料債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。
（特別違約金）
第18条　乙は、第13条、第14条若しくは前条に定める義務に違反したとき又は第19条第２項各号に該当したときは、違約金として違反した年次の貸付料年額に相当する金額の範囲内で甲の定める金額を支払わなければならない。ただし、その違反するに至った理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。
２　前項に規定する違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）
第19条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
(2) 甲又は国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。
(1) 乙の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
(2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
(3) 乙又は乙の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(4) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
3　前項の規定により契約が解除された場合においては、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責を負わないものとする。
4　乙は、第１項第１号又は第２項の規定により契約を解除された場合においては、第6条の規定により納めた貸付料の返還を求めることができない。
5　第１項第２号の規定により契約が解除された場合においては、甲は、乙が第6条の規定により納めた貸付料から、契約を終了した日の属する月の翌月から貸付期間終了日までの貸付料に相当する分を返還するものとする。
（契約期間内の契約終了等）
第20条　乙は、本契約期間内であっても、６か月前に書面で通知することによって、本契約の解約を申し入れることができる。
2　天災事変その他不可抗力により貸付物件の使用を継続することが困難と判断される場合は、甲乙協議により、本契約を合意により終了させることができる。
3　乙が第１項の規定により本契約の解約を申し入れ、甲がこれを了承したとき、又は第２項の規定により契約を終了した場合は、甲は、乙が第6条の規定により納めた貸付料のうち、契約を終了した日の属する月の翌月から貸付期間終了日までの貸付料に相当する分を返還するものとする。
（貸付物件の返還）
第21条　貸付期間が満了したとき又は甲が第19条第１項若しくは第２項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに原状回復の上、甲に返還しなければならない。
2　乙が前項に定める義務に違反したときは、甲は、乙が設置した工作物の撤去及び処分並びに原状回復のための処置を行い、その費用を乙に請求することができる。
3　前項の場合において、甲は、乙の返還義務不履行による損害の賠償として、契約が終了又は満了した日から甲が原状回復した日までの期間の賃料に相当する額を乙に請求することができる。
4　貸付物件の返還に際しては、乙は、いかなる名目であっても、甲に対してその補償を請求することはできない。ただし、第19条第１項第２号の規定によりこの契約を解除された場合において、乙が設置した工作物に対する適正な対価での補償は、この限りでない。
（損害賠償）
第22条　乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第16条第２項の規定により当該物件を原状に回復した場合はこの限りでない。

２　前項に掲げる場合のほか、乙はこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
３　乙は、貸付物件の賃貸借により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
（有益費等の請求権の放棄）
第23条　乙は、貸付期間が満了したとき又は第19条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。
（工事）
第24条　乙は、貸付物件を申請の目的に従った用途に使用するため、土地の掘削等を行う場合は、埋戻等の復旧を十分に行うものとし、工事完了後は甲の検査を受けなければならない。
２　甲は、前項の検査の結果復旧が完全でないと認めたときは、工事のやり直し等必要な指示をするものとし、乙はその指示に従わなければならない。
３　乙は、前２項の工事施行に際しては、通行等の安全を確保するため十分な措置を講じなければならない。
（契約の費用）
第25条　この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。
（裁判管轄）
第26条　この契約に関する訴えの管轄は、甲の本庁舎所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。
（その他）
第27条　この契約に関し、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲（貸付人）　　宮城県知事　　村　井　嘉　浩

乙（借受人）（住所）

（氏名）　　印

別紙

年　度	期　間	貸付料（円）	納入期限
令和９年度	令和９年４月１日から 令和10年３月31日まで	（年　額）	令和９年４月30日
令和10年度	令和10年４月１日から 令和11年３月31日まで	（年　額）	令和10年５月１日

県有地の貸付けに係る一般競争入札

物　件　調　書

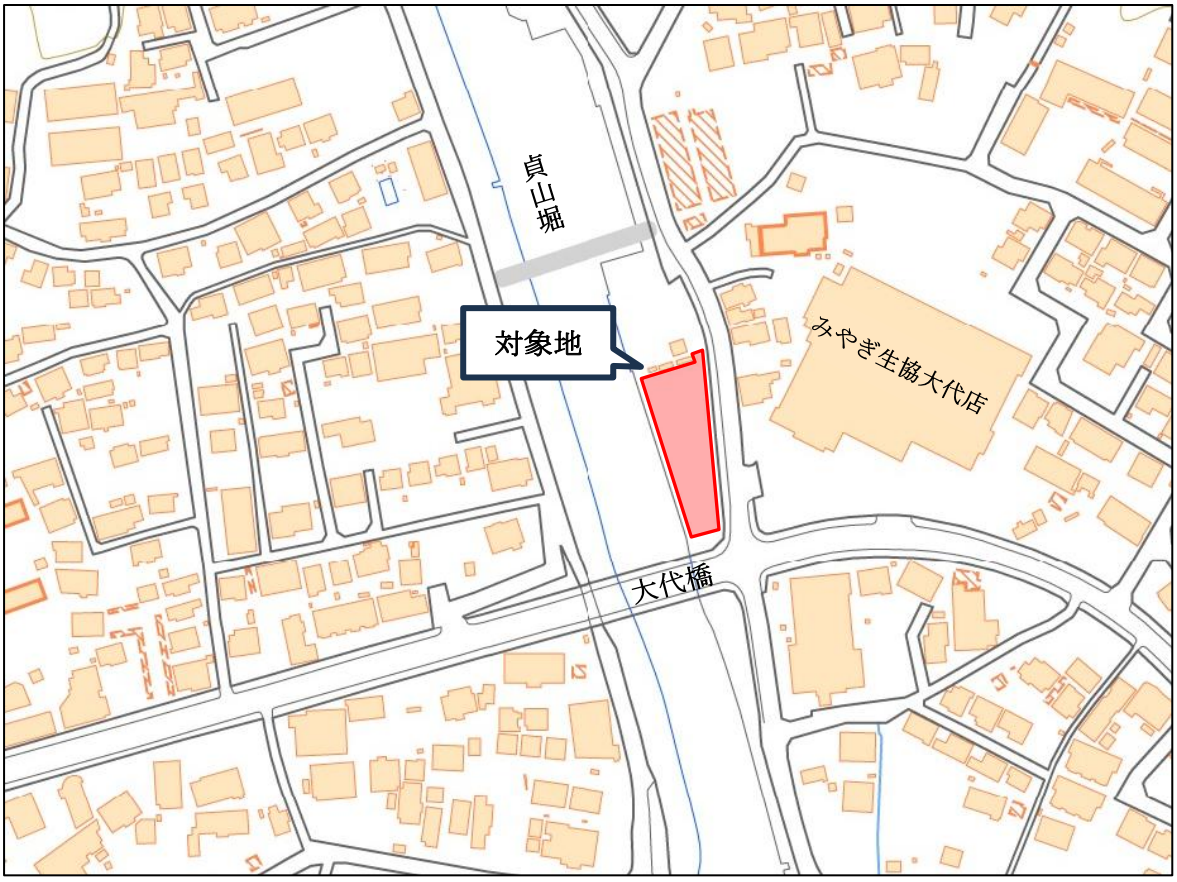
多賀城市大代五丁目３６番２及び３６番４

物　　件　　調　　書

基本事項	所　在　地	多賀城市大代五丁目３６番２号、３６番４号
	地　　目	宅地
	面　　積	１，０６７．４８㎡
	都市計画	仙塩広域都市計画区域（市街化区域）
	用途地域	第二種住居地域

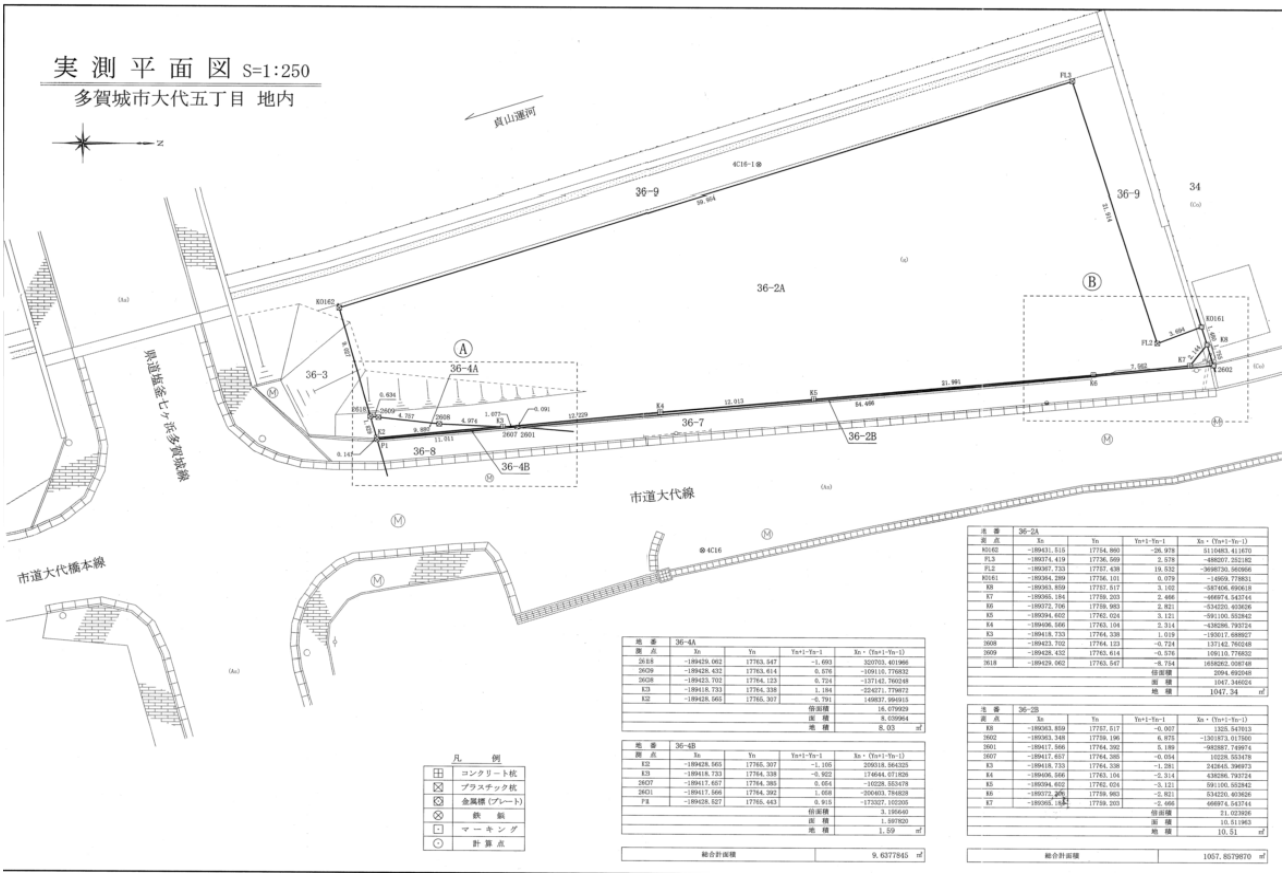
敷地状況	現在の状況	（貸付中：令和９年３月３１日まで）
	地形・地勢	不整形（概ね台形）。北側入口から南に向かって勾配あり。道路面から乗り入れ可能。
	道路の状況	東側幅員約６．４５ｍの舗装道路（市道）に接面

位　置　図



国土地理院（電子国土 web）を基に作成＜https://maps.gsi.go.jp/index.htm1＞

実測平面図
多賀城市大代五丁目 36 番 2、36 番 4



地積測量図
多賀城市大代五丁目 36 番 2

地番	(A)36-2, (B)36-39	土地所在図 地積測量図	弐字目
土地の所在	多賀城市大代五丁目		

座標求積表

地番	(A)36-2				
測点	X	Y	X－X	Y(X－X)	辺長
2618	-189429.062	17763.547	3.083	54765.015401	0.634
2609	-189428.432	17763.614	5.360	95212.971040	4.757
2608	-189423.702	17764.123	10.775	191408.425325	6.051
2607	-189417.657	17764.385	6.136	109002.266360	0.091
2601	-189417.566	17764.392	54.309	964763.365128	54.466
2602	-189363.348	17759.195	53.277	946155.685292	3.235
K0161	-189364.289	17756.101	-4.385	-77860.502885	3.694
FL2	-189367.733	17757.438	-10.130	-179882.846940	21.914
FL3	-189374.419	17736.569	-63.782	-1131273.843958	59.954
K0162	-189431.515	17754.860	-54.643	-970178.814980	9.027
倍面積					2115.719783
面積					1057.8598915
地積					1057.85 ㎡

地番	(B)36-39				
測点	X	Y	X－X	Y(X－X)	辺長
K0161	-189364.289	17756.101	-2.921	-51865.571021	21.902
2614	-189370.654	17735.144	-67.271	-1193060.872024	63.969
2619	-189431.560	17754.700	-60.861	-1080568.796700	0.166
K0162	-189431.515	17754.860	57.141	1014530.455260	59.954
FL3	-189374.419	17736.569	63.782	1131273.843958	21.914
FL2	-189367.733	17757.438	10.130	179882.846940	3.694
倍面積					191.906413
面積					95.9532065
地積					95.95 ㎡

合計 1153.813098

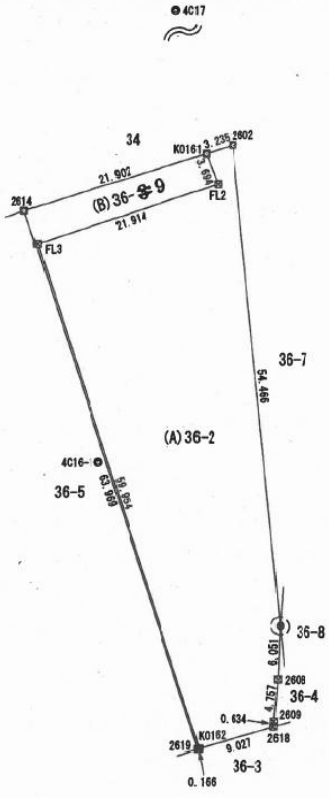
基準点座標一覧表

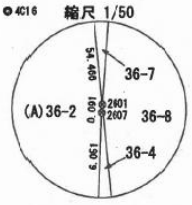
基準点の名称	X	Y	備考
4C16	-189403.236	17774.202	4級基準点
4C17	-189326.301	17744.256	4級基準点
4C16-1	-189398.925	17743.326	補助基準点

既知点名称及び座標値

既知点の名称	X	Y	備考
名取	-202345.963	9671.916	電子基準点
仙台	-193399.393	6878.411	電子基準点
利府	-186765.475	10571.186	電子基準点
矢本	-174765.003	33146.759	電子基準点
公共座標取得日	平成 23年 7月 14日		

測地系	世界測地系（測地成果2011）
測量年月日	平成26年 4月 5日

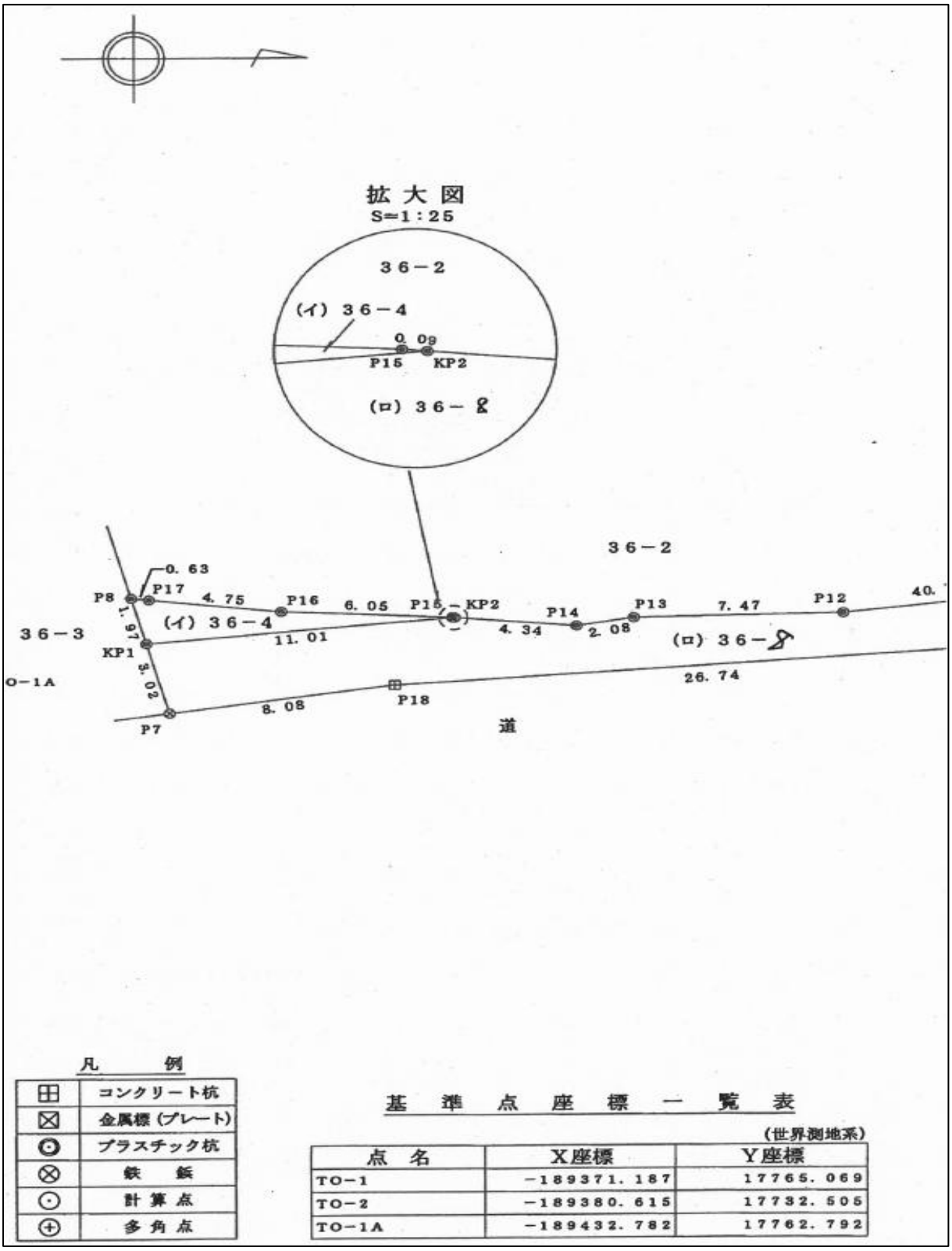




記号	境界標の種類
⊞	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
⊡	プレート
⊗	金属鋲
⊡	マーキング
⊙	計算点

地図番号 L31-1, K25-4, 35-2

地積測量図
多賀城市大代五丁目 36 番 4



凡　例

⊞	コンクリート杭
⊠	金属標（プレート）
⊙	プラスチック杭
⊗	鉄　鋲
⊙	計 算 点
⊕	多 角 点

基　準　点　座　標　一　覧　表

（世界測地系）

点　名	X座標	Y座標
TO－1	－189371.187	17765.069
TO－2	－189380.615	17732.505
TO－1A	－189432.782	17762.792

入札に関する物件の詳細・申込手続に関するお問い合わせはこちらへ

宮城県総務部管財課(財産利用推進班)

(宮城県行政庁舎２階)

電話　０２２－２１１－２３５３

ＦＡＸ　０２２－２１１－２２９８